

MAKE the RULEの請願署名について

1. MAKE the RULEの請願署名について

1. 請願署名の形式など

【請願について】

- ・住所記入では、都道府県名からお願いします。家族で記載の場合、住所の欄に「#」「同」「同上」の記述はできるだけ避け、それぞれ最後まで正確に書いてください。
- ・同じ地域でまわす場合に、たとえば「神奈川県川崎市」まで印刷しておき、町名以降を自筆で記述するのも可能です。
- ・署名にあたっては、ボールペン等、文字の消えない筆記具を使うようにお願いします。
- ・署名済み用紙をファクスで受けたものは無効となりますので、ご注意ください。

【請願をお願いできる人】

- ・年齢制限はありません。本人自筆の署名であれば、未成年でも署名ができます。日本在住の外国国籍の方にも書いていただけます。
(ただし、請願制度は参政権の一種で、請願書の内容を読んで理解できることが基本になります)
- ・障害のある方など、自筆で署名できない場合は代筆でもかまいませんが、その場合は(代筆者ではなく)本人の押印が必要となります。

【請願用紙の形式】

- ・現在A4一枚で作成しておりますが、署名記載部分を裏面に数十名分並べて書くようにすることも可能です。大勢の署名を一度に集めるようなケースでは、そのような形で対応してください。事務局としてフォーマットも用意いたします。

【請願内容について】

- ・同種の内容のものは、提出後には「同種」の署名として一本化して審査されます。和歌山や徳島では内容を一般の人にもわかりやすく署名を回すとしていますが、最終的には同じ署名として取り扱われます。また審査にあたっては、内容が一番厳密なものにあわせて審査されることになります。請願内容が難しいということであれば、言い回しを変えるなど可能ですので、MAKE the RULEキャンペーン事務局までお問い合わせください。

2. 請願署名の目標とスケジュールなど

- | | |
|----------------|----------------|
| 1次締切(目標:2万名) | 2008年10月31日(金) |
| 2次締切(目標:15万名) | 2009年1月7日(水) |
| 3次締切(目標:50万名) | 2009年3月27日(金) |
| 4次締切(目標:100万名) | 2009年5月15日(金) |

2. 国会での請願の手続き(衆議院HPより)

1. 国会における請願の取り扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第 16 条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないと規定されています。

2. 衆議院における請願の手続き

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続きは、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、おおむね会期終了日の 7 日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、翻訳文を添付していただくことになっています。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様ですので、ご注意ください。

表紙見本

		平成 年 月 日	
衆議院議長			殿
.....に関する請願書			
紹介議員		(押印)	
請願者	氏名	外	名
	住所	〒	

本文見本

.....に関する請願	
一	請願の要旨
二	請願事項
1
2
3

(備考) 参考資料又は署名簿がある場合は末尾に添付して下さい。縦書き、横書き、用紙の大きさについては随意です。

3. 請願文書表の作成・配付

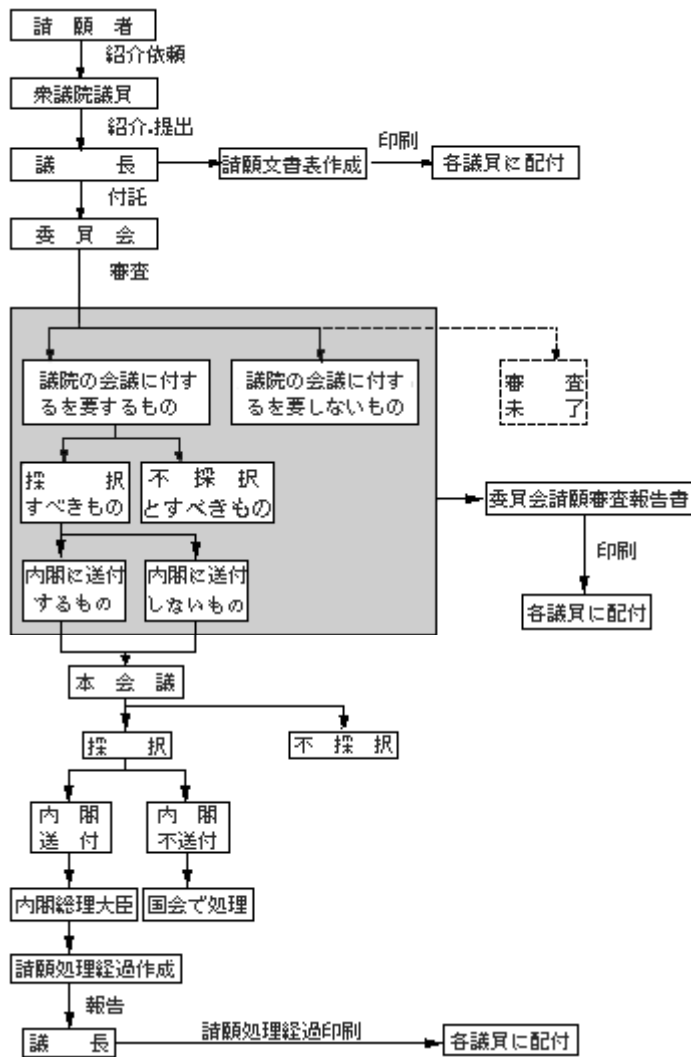
請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所・氏名、請願の要旨、紹介議員名、受理の年月日、署名者数などが記載されます。

4. 請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願の趣旨に応じて適當の常任委員会または特別委員会に付託されます。委員会では、付託された請願について審査を行い、議院の会議に付して採択すべきものか否かを決定し、さらに採択すべき請願のうち、内閣に送付することを適當と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告します。

本会議においては、会議に付された請願について、これを採択するか否かについて採決します。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適當とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。



なお、国会閉会后、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。